

第1回行政不服審査法の改善に向けた検討会 議事録

日時：令和3年5月28日（金）14:00～16:00

場所：オンライン開催

出席者：高橋座長、大江構成員、大橋構成員、折橋構成員、田中構成員、渡井構成員
総務省行政管理局 横田局長、阪本大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）、水野管理官、井上室長、鈴木副管理官、橋本主査、松本（淳）官、松本（未）官

1. 開会
2. 議題（1）
検討会の目的及び進め方（案）について
3. 議題（2）
「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」（報告書）及び論点の紹介について
4. 議題（3）
行政不服審査法の改善に向けてのロジックモデルの活用について
5. 議題（4）
地方公共団体における運用の実例について（折橋教授）
6. 議題（5）
検討が必要と考えられる主な論点について（意見交換）
7. 閉会

[資料]

- 【資料1】 行政不服審査法の改善に向けた検討会の開催について
- 【資料2】 検討会のスケジュール及び議題【案】
- 【資料3】 「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」（資料編）
「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」（報告書）
- 【資料4】 報告書における論点一覧
- 【資料5】 ロジックモデルの手法を用いた改正行政不服審査法の全体像
- 【資料6】 地方公共団体における運用の実例
- 【参考資料1】 令和元年度行政不服審査法施行状況調査の概要（国）
令和元年度行政不服審査法施行状況調査の概要（地方）
- 【参考資料2】 「政策評価審議会提言」（令和3年3月政策評価審議会）抜粋

1. 開会

(井上室長) それでは、定刻となりました。ただ今から「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催いたします。

私は、行政不服審査法を担当しております行政管理局行政手続室長の井上でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、皆さん御一堂に会しまして検討会というのが筋なのではございますが、現下の新型コロナウイルスの感染症による緊急事態宣言の発令下ということもあり、オンラインによる開催となりました。

本日の議事の進行につきましては、座長に引き継ぎますまでの間、私が進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、本日は総務省、財務省、厚生労働省、法務省、また地方三団体の事務局の皆さまにもオブザーバーとして傍聴していただいております。なお、本日は高橋先生には事務局と同じ会議室にお越しいただいております。まず、会議に先立ちまして総務省行政管理局長の横田から御挨拶いたします。

(横田局長) 行政管理局長の横田でございます。会議の冒頭、今日が第1回ということでございますので、主催者として一言御挨拶申し上げたいと思います。

先生方には、本当にお忙しい中、また新型コロナでこのような状況の中、御参加いただきまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。

この行政不服審査法につきましては、平成28年に改正され、法律が施行されて今年の4月で5年になったということでございます。そもそもこの行審法自体、かなり長い間にわたって取り組んできた課題であり、この間、高橋先生や前田先生にも御協力をいただいております。一方で、政権交代を挟みながら、法案の検討には紆余曲折もあったところでございます。

法案が国会に提出された際には、ちょうど私も行政管理局の企画調整課長でした。国会の審議の中でもいろいろな議論が行われていたのですが、当時は、私もあちこちで説明して回っていましたが、法案の意義については、一つは、公正さを向上するということを掲げつつ、もう一つは、迅速性など国民にとっての使いやすさということをアピールしておりました。ただ、この両者は、なかなか両立しがたい面もあり、実務の方は本当に大丈夫なのかなというような声も結構あったと記憶しております。

この点につきましては、とにかく始めてみて、実情を踏まえて改善していこうと当時から議論をしておりました。まさに今回その実情を踏まえた議論をお願いするということになったわけでございます。

法律の実施状況や論点につきましては、先に委託研究という形で整理をさせていただいておりますので、各先生方には、これを踏まえて専門的な見地から御議論をいただければと思います。

それから、本検討会の座長につきましては、委託研究に引き続き高橋先生をお願いしてお

りますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールといたしましては、今年の秋頃までに中間取りまとめという形でまとめていただきまして、これを踏まえまして、年内に最終的な結果の取りまとめということでお願いしたいと考えております。

そういうことですので、この検討会、限られた期間で相当の御議論をお願いしないといけませんので、少し大変なことをお願いしたなと思っておるところでございますけれども、事務局としてもしっかりサポートしていくつもりですので、何とぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

(井上室長) ありがとうございます。それでは、横田局長から本検討会への座長の高橋先生の御就任をお願いさせていただいたところですが、改めて高橋先生、いかがでございますでしょうか。

(高橋座長) 僭越ながら、引き続いてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(井上室長) ありがとうございます。それでは、高橋先生に検討会の座長をお引き受けいただきましたので、御就任の御挨拶をいただくとともに、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(高橋座長) ただ今座長に御指名いただきました法政大学の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

行審法の全面改正に際しましては、小早川光郎先生の下で準備的な検討の段階から平成20年法案まで関与させていただきました。行審法の施行後も東京都の行政不服審査会の会長を拝命しまして、その御縁で行政不服審査交流会の呼び掛け人の一人として施行状況のフォローや国・地方の交流にも参画をさせていただきました。こういったこともあり、恐らくは本検討会に先立つ論点整理の作業に参加をお認めいただきまして、そして、今回行審法改善の検討会の一員となり、重責ある座長を拝命することとなった次第だと考えております。

国の行政機関、さらには、地方公共団体における行審法の運用には、いろいろな点で大きな違いがございまして、その中には改善が必要なことも多々あると受け止めております。御参集の先生方は、それぞれ行審法の制度、同法の下での運用に造詣の深い方々でおられます。先生方、そして、事務局のお知恵をお借りまして、行審法改善に向けての方策を明確に打ち出す成果が得られることを期待しております。何卒よろしくお願いいたします。

それでは、本検討会を構成する先生方を五十音順に御紹介させていただきたいと思っております。本日は、初会合ということもございますので、私の方からお名前を申し上げます。先生方におかれましては一言簡単に自己紹介をとしたいと思います。なお、前田雅子先生におかれま

しては、本日学務のために御都合がつかずに御欠席と承っております。それではまず、大江裕幸先生です。よろしくお願いいたします。

(大江構成員) ただ今御紹介にあずかりました東北大学の大江と申します。この前の準備作業である論点整理に関する調査研究の時点から関わっておりましたけれども、改めて先生方のご意見や、ヒアリングの結果などを踏まえて、必ずしもこの論点整理の際の検討にこだわることなく、改めて検討を加えていき、行政不服審査制度の運用の更なる発展に寄与したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋座長) ありがとうございます。それでは、大橋洋一先生です。よろしくお願いいたします。

(大橋構成員) 大橋でございます。私は、行政不服審査会の第1期の委員として務めました。そのとき、いろいろ感じましたことを、今回何らかの形で還元できればと考えております。

それで、審査会を離れましてから、この制度自体、なかなかまだ社会的な注目を集めるところに至っておらず課題があると思ひまして、行政不服審査会の答申を広く世に広めるといふ、そういった活動を最近はしております。また、国と地方の関係で、高橋先生と御一緒していろいろ提案を受け入れるというようなこともしております。今回も地方からもいろいろ御提案があると思ひますので、そういったものを制度改正にいかしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(高橋座長) どうもありがとうございました。大橋先生におかれましては、こうした事態でございますので、私が仮に職務遂行できなくなりましたらば、是非座長として御活躍いただきたいと思ひます。あらかじめお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、折橋洋介先生です。よろしくお願いいたします。

(折橋構成員) 広島大学の折橋と申します。行政法を専攻しておりまして、2010年11月から2013年3月まで行政判例等専門官として総務省行政管理局にいました。昨年度は総務省の委託により、行政管理研究センターで開催されました行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究等に参加してまいりました。現在三つの自治体で行政不服審査会の委員を務めております。情報公開、個人情報保護の審査会等の審査請求を扱うところを含めると、現在九つの会議で委員を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは次に、田中良弘先生です。よろし

くお願いいたします。

(田中構成員) 立命館大学法学部の田中と申します。よろしくお願いいたします。私は現在、新潟市と取手市で行政不服審査会の委員を務めております。行政不服審査制度に関する調査研究には、平成 27 年度の調査研究と平成 28 年度の調査研究、そして、昨年度に実施されました論点整理に関する調査研究に引き続いて参加させていただくことになりました。今回も勉強させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋座長) どうもありがとうございました。次に、前田雅子先生でございますが、ご挨拶の代読をお願いします。

(井上室長) 事務局の方で代読させていただきます。前田先生から、次の御挨拶をあらかじめいただいております。

「関西学院大学の前田雅子です。恐縮ですが、本日の会議は大学の用務のため欠席いたします。行政不服審査法改正の検討に関しましては、2005 年に設けられた行政不服審査制度研究会、その翌年の行政不服審査制度検討会に参加させていただきました。現在自治体の行政不服審査会の実務に携わる中で、2014 年の改正法が行政不服審査実務に根付いてきているという印象を持っておりますが、その一方で、改善点も感じているところです。この検討会での議論を通じて、より良い行政不服審査制度にするために、少しでも貢献できればと願っております。」との御挨拶をお預りしています。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは、最後に、渡井理佳子先生です。よろしくお願いいたします。

(渡井構成員) よろしくお願いいたします。慶應義塾の渡井と申します。私は、今回の検討会から参加をさせていただきます。不服審査に関しましては、この間、東京都の審査会の委員を拝命してまいりましたけれども、私自身の研究テーマは別のところがございますし、不服審査制度やその審査請求で多く争われる問題に詳しいわけでもございませんので、この検討会の中では唯一の素人ということになるかと思えます。その素人なりの目線でどこまで貢献ができるかとも思いますが、お教を頂戴しながら、よく考えてまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは次に、事務局の職員を井上室長から御紹介したいと思います。

(井上室長) それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

行政管理局長の横田でございます。

政策立案総括審議官併任行政管理局担当の阪本でございます。

行政管理局通則法担当管理官の水野でございます。

同じく、副管理官の鈴木でございます。

主査の橋本でございます。

事務官の松本淳志でございます。

それから、事務官の松本未希子でございます。

以上の者で検討会を回していきますので、よろしく申し上げます。

2. 議題（1）検討会の目的及び進め方（案）について

（高橋座長） それでは、引き続き議事を続けさせていただきます。本日は初会合でございますので、具体的な論点の検討に入る前に、本検討会の目的や運営方法、行政不服審査法の運用等の改善に向けたこれまでの取組状況などについて御説明を頂戴したいと思います。それでは、まず、本検討会の開催要領及びスケジュール等について、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

（井上室長） それでは、検討会の開催要領について御説明いたします。お手元にあらかじめお送りしました資料1、「行政不服審査法の改善に向けた検討会の開催について」を御覧ください。

こちらにありますとおり、検討会の目的といたしましては、改正行政不服審査法附則第6条に基づき、「法施行後5年を経過した場合において、その施行状況について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること」とされていることから、本会の検討会では、行政不服審査法の施行状況やその課題、改善の方法についての検討を行うこととしています。

本検討会につきましては非公開とはなりますが、一部の関係行政機関の職員や地方三団体に傍聴いただいております。また、毎回会議終了後にできるだけ速やかに会議での配付資料を基本的にホームページにおいて公開することとし、公開することに支障があると認めるときは、資料の全部または一部を非公開としたいと考えています。また、速記を起こした議事録につきましては、発言者名を記載する形としまして、各先生に御自分の発言内容を御確認いただいた上で、速やかに総務省ホームページに掲載させていただきたいと考えています。

続きまして、資料2の「検討会のスケジュール及び議題（案）」について御説明いたします。資料2を御覧ください。

今回の検討会につきましては、本日の第1回検討会以降、6回程度の検討会やヒアリングを月に1回程度のペースで開催し、年末までに検討結果の公表を行いたいと考えております。

主な予定でございますが、6月、7月の検討会におきましては、主要論点の検討を行っていただきたいと考えております。8月には、参加できる委員の方と総務省の事務局により、行政不服審査法のユーザー側の代表として日本弁護士連合会など士業団体からヒアリングを行うほか、これは総務省によるものですが、主要地方公共団体、地方三団体からのヒアリングやアンケートなどを予定しております。8月までに行う論点整理やヒアリング等を通じまして、9月には中間報告や任意のパブリックコメントを行い、一般の方からの意見もお聞きする予定としております。また10月、11月の検討会におきましては、最終報告書の内容の御検討、御確認をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。ただ今の御説明につきまして、何か御質問や御意見等がございましたらば、御発言頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。構成員の先生方には8月に任意の形ですが、主要団体へのヒアリングについては御協力いただきたいと思っておりますので、その旨よろしくお願いいたします。

それでは、開催要領のとおり会議は原則として非公開といたしまして、毎会議終了後、配付資料を総務省ホームページに掲載することといたします。また、会議録につきましては、発言者名を記載した形で皆様からの確認が出来次第、速やかに総務省ホームページに掲載することとさせていただきます。

また、12月の検討結果の公表に向けまして、6回程度の検討会を実施とのことでございますので、オンラインによる開催の他、実会合とのハイブリッド開催や、メール等を活用しての資料検討、意見提出を行う、いわゆる持ち回りでも行い、作業を進めてまいりたいと思っておりますので、御多忙のところ恐縮でございますが、御協力の程を何とぞよろしくお願いいたします。

3. 議題(2)「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」(報告書)及び論点の紹介について

(高橋座長) では、引き続きまして、議題2の「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」(報告書)及び論点の紹介についての御説明を頂戴したいと思います。

(井上室長) それでは、お手元の資料3、「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」(報告書)をご説明いたします。資料3につきましては、令和2年度に行政管理研究センターに委託し、実施したものでありまして、今回の検討会の座長でもあります高橋先生、それから構成員の大江先生、折橋先生、田中先生に加えまして、今回の検討会にはご参加されておられません。当時、長野県立大学にいらっしゃった宮森先生に取りまとめをお願いしたものでございます。

調査研究におきましては、ユーザーである日本弁護士連合会や日本行政書士会連合会といった士業団体、行政不服審査法の現場の担い手となる地方公共団体に対するヒアリングやアンケートの調査実施を行うとともに、総務省において運用しております行政不服審査法裁決答申データベースからの裁決例や答申例の文献調査、またこれらを踏まえましての議論をいただきまして、各論点を整理いただいたところでございます。

なお、論点につきましては、都合 48 個の論点を御提示いただいております。この場をお借りいたしまして、報告書をおまとめいただいたこと感謝申し上げます。

さて、この報告書における論点につきましては、平成 26 年に改正された行政不服審査法の目的に即して整理いただいたものでありまして、簡易迅速性の確保に関する論点、公正性の向上に関する論点、国民の利便性の向上に関する論点、それから改正後に出てきた論点であり、このいずれにも分類できないであろうその他の論点に分けて整理、記載しているところでございます。

また、それぞれの論点につきましては、論点、結論、結論に至った理由や方向性、研究者としての個別意見とその方策という形で示しております。特に結論部分につきましては、運用改善について検討する必要があると端的に記載されているものもあれば、今回の改善検討会に諮ることを求め、対応の要否を含めて検討としているものもあります。なお、各論点につきましては、参画いただいた方の皆さまからの補足説明をお名前付で紹介しているところでございます。

続きまして、資料 4、「報告書における論点一覧」を説明いたします。

事務局としましては、この資料 3 をベースといたしまして、検討が必要と考える主な論点を資料 4 という形で整理いたしました。

これにつきましては、御提案という形にはなるのですが、資料 2 で説明いたしましたとおり、6 月と 7 月の検討会において主要論点の御検討をいただくことになるため、御議論の重点化のために、本日赤字で書いております検討会で方針を御議論いただく重要論点、青字で書いております検討会で方針を御議論いただく論点、それから緑字の事務局で対応方針を作成し、検討会で御確認いただく論点に分類していただくのはどうかと考える次第でございます。

本ペーパーですが、2 ポツから始まっておりまして、これは行政管理研究センターの報告書に対応した関係になっているために、2 ポツから始まっております。

まず、この 2 ポツ、簡易迅速性の確保に関する論点につきましては、15 の論点が上げられているわけですが、このうち重要論点は 2 - 2 標準処理期間の設定を含む三つとなっております。次に、公正性の向上に関する論点につきましては、12 の論点が上げられています。このうち重要な論点につきましては、審理員による争点整理を含む三つとなっております。

さらに国民の利便性の向上に関する論点につきましては、七つの論点があります。御議論いただく論点としては 4. 3 です。この執行停止に関する手続の整備等がございます。これ

は具体的には処分時に、審査請求についての教示を行うこととされているのですが、これに加えて執行停止の教示を行うよう運用改善を図るべきではないかという論点でございます。

また、その他の論点については14の論点が上げられているところでございますが、このうちデータベースの充実化や審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上を御審議いただければと考えているところでございます。

資料3と4、議題(2)につきましての説明は以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

ただ今の資料につきましては、議題5の意見交換でまとめて御議論いただくこととしたかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

4. 議題(3) 行政不服審査法の改善に向けてのロジックモデルの活用について

(高橋座長) それでは、続きまして議題3の行政不服審査法の改善に向けてのロジックモデルの活用に移りたいと思います。事務局、御説明を頂戴したいと思います。

(井上室長) それでは、資料5及び参考資料2について、本会で、行政不服審査法の改善に向けて、ロジックモデルの活用をなぜ行うのかという点を中心に説明したいと考えております。

昨年度、行政管理研究センターに行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究を委託しておりまして、高橋滋先生を中心に、現場、有識者の皆さまからいただいた論点を中心に検討を重ね、論点一覧を抽出していただいたところでございます。本会はもちろん論点ベースでの検討を進めるのですが、これに併せまして、EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) という手法を用いまして、施行5年後の改正行政不服審査法の施行状況の評価分析を行った上で、課題及び改善方策を検討してはどうかと考えています。

これは現在政府においては、EBPM を推進することとされており、施行状況の評価や改善策の検討に当たっては、できる限りエビデンスを用いた検証を行うこととされているところですので。

また、参考資料2の部分でございますが、本年3月の総務省の政策評価審議会においても、「政策評価の改善」として「政策目標及び測定指標が政策目的に対して意味のある形で設定され、重点化が図られるようロジックモデルの活用等により、高次の政策目標との関連性がより明確になる形で、大括りにしてまとめるなどの対処方法を検討する必要がある」と提言されているところでございまして、今回の行政不服審査法の改善検討につきましても、これに沿った取組を行ってはいかがかというふうに考えております。

そのため、まずは今回の改善検討会に向けまして、行政不服審査法の改正の際に着目いた

しました「公正性の向上」、「不服申立制度の活用促進」、「迅速な救済」について、それぞれの論理的な因果関係を、ロジックモデルを用いて整理してみました。これにより、

- ① 改正行政不服審査法が意図していた目的を改めて明らかにする、
- ② 政策手段と目的との論理的なつながりを明確にし、
- ③ この二つのつながりを裏付けるため、データ等の根拠をできるだけ明らかにすることができたのではないかと考えています。

なお、お示ししたロジックモデルにつきましては、これで完成形というわけではなく、紫色で一部記載しておりますが、用いているデータ等については、一部では把握ができていない部分がありまして、これについても引き続きヒアリング等により把握し、より完成度の高いものにしていければと考えております。

それでは、資料5の「ロジックモデルの手法を用いた改正行政不服審査法の全体像」を御覧ください。資料5につきましては、資料4とともに、検討を行う際にお手元に備えていただきたいと考えております。

先ほどからロジックモデルを用いて整理、と説明いたしましたが、まずロジックモデルとは何かについて簡単に御説明をしますと、これは政策、法令等が実施され、その目的を達成する前の論理的な因果関係をフローチャートで示したものとされていまして、平成26年度改正の行政不服審査法につきましては、左から順に、Inputの部分は投入された資源であり、Outputは、改正、新設された規定です。Outcome①の部分は規定の直接の効果、Outcomeの②の部分は規定の達成目標というフローチャートにより体系的に整理してみました。

また、その右側の状況の部分、これにつきましては、Outcome①とOutputの指標や把握された課題につきまして、この5年間の運用についての課題について施行状況調査、それから昨年度の行政管理研究センターの委託調査により把握したものを記載しております。

これからの検討会では、ヒアリングやアンケートを通じまして、この部分を更に充実してまいりたいと考えております。もちろん先生方からいただいた意見につきましても、できるだけこちらのほうに反映をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、一部につきまして、これは先ほども申しましたように、該当する調査結果がないことから、今後のヒアリングや施行状況調査での追跡検討する必要があるかどうか、についても今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、Inputの列には、平成26年の法改正時に運用された審理員や行政不服審査会、周知啓発費、行政不服審査関係のデータベースの設計・開発費を記載しております。Outputの列には、改正行政不服審査法の関連する規定、それから関連する施行状況調査のデータを簡潔に載せています。

この列の色ですが、薄いオレンジ色のところは、Outcome②の公正性の向上、それからページをめくっていただきまして、水色のところには、不服申立制度の活用促進、それから薄緑色の部分のところは、迅速な救済というふうに色分けしているところでございます。

また、Outcome①と Outcome②を構成する要素として、Outcome①は、Outcome②を構成する要素としてブレイクダウンしたものでございまして、薄いオレンジ色の Outcome②の公正性の向上については、例えば処分に関与しないものの処分庁及び審査請求人の主張を公正に審理するための仕組みなどをその要素として記載しております。

また、水色部分も他と同様に、Outcome②の不服申立制度の活用促進について、不服申立機会の拡充などをその要素としております。

事務局からの説明は以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

5. 議題(4) 地方公共団体における運用の実例について(折橋教授)

(高橋座長) それでは、続きまして地方公共団体における運用の実例につきまして、折橋先生から御報告いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(折橋構成員) よろしくお願ひいたします。広島大学の折橋と申します。

それでは、これから資料を画面共有してお話をさせていただきますが、皆様には、お手元に配付されております資料の6、こちらを御準備いただいて聞いていただければと思います。

まず、スライドの2枚目を御覧ください。これから、主に現在行政不服審査会の委員を務めさせていただいております、広島県行政不服審査会、広島県内の福山市、呉市の行政不服審査会での経験から、これらの自治体の運用の実例について、雑ぱくではございますが、簡単にお話をさせていただきますと存じます。

では、スライド2枚目について説明をさせていただきます。広島県は、人口規模としてはこちらに書きましたように約278万人、福山市は広島県内、広島市に次ぐ人口の多い市で、中核市でありまして約47万人、呉市も中核市で約22万人という自治体になります。

まず初めに、審理員ですが、広島県では審理員を2名としております。こちらについては、少し詳しい資料を3ページ目に付けておりますので、審理員に関しては3枚目のスライドをご覧ください。

審理員となるべき者の名簿ということで、広島県では審理員名簿を作成し、公表をしているところです。広島県県報の公告等を使って公表しているという状況です。審理員となるべき者につきましては、総務局の審理監の職にある者、それから、2人目に総務局の総務課長の職にある者となっております。ただし、こちら少し小さい文字で米印で書きましたが、審理監の職である者が9条2項各号に該当する場合、または、事故等により当該者を指名することができない場合に、審理員として2の総務課長の職にある者が指名されるようになっておまして、これまでのところは、審理監1名で全て審理員指名がなされてきました。

なお、広島県の審理員であるこの審理監につきましては、令和元年度までは審理総括監という名前でしたが、令和2年度より審理監というふうな名称が変わったと聞いております。

スライド2ページ目に戻りまして、福山市の審理員の状況ですが、福山市は審理員を2名としておりまして、現在いずれも任期付職員で、法曹有資格者が採用されております。この福山市につきましても、スライド3ページ目に少し詳しく書きましたので、こちらを御覧ください。

福山市では、審理員名簿について作成をし、公表はしていないものの、総務課において閲覧可能であるということです。審理員となるべき者については、先ほど申し上げましたとおり、任期付で法曹有資格者を2人採用して、2人の方が交互に担当するという形を取っております。

次に、呉市ですが、呉市は審理員を1名とされています。詳しくは3ページ目のスライドをご覧ください。審理員名簿は作成し、公表はされていないものの、審理員となるべき者については、総務部の副部長級の者とされています。

続けて審査会の設置状況について御説明いたします。スライドの2ページ目をご覧ください。

まず広島県の状況ですが、広島県行政不服審査法施行条例の6条において、審査会の委員は6人以内とされています。任期は3年で再任可。現在は委員6名が就任しておりまして、学識経験者3名、弁護士2名、税理士1名で3人ずつの2部会制を採っております。

続きまして、福山市ですが、福山市では福山市行政不服審査会条例の2条1項において、委員は5人以内とされています。現在福山市では行政機関勤務経験者、福山市役所OBの方が1名、学識経験者が1名、弁護士が2名と4名が務めております。この4名で案件ごとに3人を指名しまして、3人での合議体を作るという形を採っております。

続きまして、呉市ですが、呉市行政不服審査会条例の2条の規定で委員5人以内とされておりまして。こちらは現在、学識経験者1名、弁護士2名の3人で務めております。

続きまして、それぞれ審査請求件数について、スライド2ページの表を御覧ください。広島県では、それなりに件数がございますが、平成28年度127件、平成29年度は空欄となっておりますが、これは県に確認したところ、直ちには出ないという状況でしたので、平成29年度と令和2年度は空欄としております。平成30年度は398件、少し数が多いことについて伺いましたところ、これについては生活保護関係で数年置きに大量の請求があるものと伺っております。それから令和元年度は125件となっております。このうち諮問されたもの、諮問件数につきましては、平成28年度が2件、小さいですが県1、市町1と書かせていただきました。こちらについては、その他欄を見ていただきたいのですが、広島県内9市9町8団体と行政不服審査会事務委託規約を締結しておりまして、広島県の行政不服審査会には、こうした市町団体から諮問が来るということがございます。それを反映させて諮問件数の下に小さい字ですが、その数を表記させていただきました。いずれも内数になります。平成29年度は13件、平成30年度は7件、令和元年度は6件、令和2年度は7件と、このようになっております。

続きまして、福山市ですが、審査請求件数は、平成28年度は1件、諮問件数は0件、平

成 29 年度は審査請求 1 件で諮問件数も 1 件、平成 30 年度は 4 件の審査請求で諮問件数は 2 件、令和元年度は 5 件で諮問件数は 2 件、令和 2 年度は 2 件の審査請求で諮問件数 2 件になっております。

呉市につきましては、今のところ審査会は開かれてはおりません。ただ、昨年度令和 2 年度に審査請求が 2 件来ているということで、諮問件数も 2 件計上しており、現在急ピッチで審査会の開会準備をされていると伺っております。

続きまして、4 枚目のスライドをご覧ください。この度この検討会に参加させていただくに当たり、どのようなことが課題なのかということで、少し考えましたところ、平成 26 年度改正では、公正性の向上と引き換えに簡易迅速性が損なわれるのではないかというような指摘が、学会誌等でも多数を占めてきたのではないかと感じていました。ただ、一方で、実際に改正法施行後、この簡易迅速性が失われた、損なわれたのかといったことについての実証的な研究ないし検証はされていないような気がいたしましたので、地方公共団体の状況について、その点、何か確認・検討するようなことができないかと考えまして、総務省で実施されております施行状況調査の数字を基に、私の方で審査請求の処理期間について 4、5、6 ページで表を作らせていただいております。

まず 4 ページをご覧ください。こちらは、総務省の施行状況調査に基づいて表を作成したもので、都道府県における審査請求、こちらの処理件数から処理期間を調査するということで、まとめさせていただいております。都道府県のみで、政令市やその他市町村は含まない形で、審査請求の処理期間に対象を絞りまして、一番左の列ですが、処理期間を、3 か月以内、3 か月超から 6 か月以内、6 か月超から 1 年以内、それから 1 年超という 4 つのスペンに分け、平成 18、20、21、23、26、28、30、令和元年度と、各年度の調査結果から数字を作成いたしました。

この表の中では、少し細かいですが、平成 18 年度から 21 年度にかけては、3 か月超という表現ではなくて、調査結果を見ますと 3 か月から 6 か月ということで、少しそういった点で各年度の調査の取り方が違ってありますが、その点は少し大目に見ていただきながら表を御覧いただければと思います。

なお、平成 23 年度調査の 1 年超のところと、26 年度調査の 1 年超のところは数字が大きくなっていますが、北海道、それから、福岡県で非常に大量の請求が含まれていたことがあります。

この数字を踏まえて、スライドの 5 枚目を御覧いただければと思います。適宜、実際の数字については、4 枚目の表を見ていただきたいと思いますが、5 枚目のスライドで折れ線グラフにして見やすくしてみたものです。

23 年、26 年については、やはり 1 年超のものが、先ほどの北海道、福岡県等で非常に数多く来ていましたので、そちらが反映されて大きい数字になっておりますけれども、全体としては、これは私個人的な見立てなのですが、新法施行後、それほど審査請求の処理期間、審理期間と申しまししょうか、伸びていないのではないかというふうに感じております。この

点、数字がまだ少ないということもあるかもしれませんが、次に 6 枚目のスライドを御覧ください。

都道府県における審査請求の処理期間について、今度はこの期間について半年以内と半年超という大きな二つの括りで示したものです。なぜ半年超、半年以内で一度切っているのかといいますと、私の方で時間があればお話ししたいと思っておりますが、福山市の方では標準審理期間を 6 か月と定めておまして、審査請求について半年で裁決が出れば、まあよいのかなと、半年過ぎてくると、少し長いと感じるかなというような認識で、今回半年以内と半年超ということで棒グラフにしてみたものが、6 ページの表になります。

6 ページを見ますと、23 年、26 年は大量請求等ありましたので、半年以内のものが割合としては少なくなっているように見えますけれども、平成 18 年度が半年以内で半数程が処理できているというところと、令和元年度、平成 30 年度が 49%処理できている、令和元年度が 43%処理できているといったことを踏まえますと、新法になってから、公正性の向上ということが簡易迅速性を損なったのかということ、それほど損なっていないのではという印象を受けております。この点につきましては、各都道府県単位等で、改めて施行状況調査結果から分析してみるとということが有効と感じております。

施行状況調査については、非常に重要な数字が数多くありますので、是非今後も活用していければということと、総務省には施行状況調査に関しては、是非数字だけではなくて、調査票や調査の制度設計についても追えるような形で公表いただければ、研究者等も分析がしやすいと感じています。

続きましてスライドの 7 枚目をご覧ください。こちらは、口頭意見陳述の実施状況について、施行状況調査の結果を基にまとめさせていただきました。非常に単純にまとめたものなのですが、令和元年度の施行状況調査結果の都道府県の状況の中から、口頭意見陳述の実施状況が都道府県によってかなり異なっているという印象を受けたもので、これを示すような資料を出してみました。

令和元年度都道府県における審理員審理件数 2,605 件に対して、行審法 31 条に基づく口頭意見陳述の実施件数は 974 件となっております。このうち多いものから 3 県上げますと、鹿児島県、熊本県、静岡県がかなり多くなっていると思います。

審理員の審理件数と比べましても、口頭意見陳述の件数が割合としては多いという気がいたします。一方で、審理件数が多くある都道府県でも、口頭意見陳述が全く実施されていないようなところもありますので、これらの違いにはどのような事情があるのかと少し考えて表を作らせていただいております。

口頭意見陳述に関しましては、私の参加しております広島県では、審理員審理においては、口頭意見陳述希望確認票を審査請求人に送付して意思を確認しておりますし、広島県の行政不服審査会では、口頭意見陳述申立書を審査請求人に送付して、口頭意見陳述の意思確認を行っているところですので、個人的な感覚としては、広島県の審査会では口頭意見陳述は割合としては使われていると思っております。

一方で、福山市では口頭意見陳述に関しては、審理員審理では口頭意見陳述の申立てができることを文書で伝えていると、審査会においては、口頭意見陳述については特段、情報提供はしていない。地方公共団体等においてかなり運用が違っているのではないかという気がします。

あと、実例としまして、この表には上げておりませんが、標準審理期間について、広島県、呉市はどちらも定めていないのですが、途中で話ししましたように、福山市では標準審理期間を6か月というふうに定めて、総務課で閲覧が可能であると確認をしております。

非常に雑ぱくではございますが、私からのお話は以上になります。どうもありがとうございました。

(高橋座長) どうもありがとうございました。総務省からの御説明、折橋先生からの御報告、どうもありがとうございました。

6. 議題(5) 検討が必要と考えられる主な論点について(意見交換)

(高橋座長) それでは、ただ今の御説明を踏まえまして、順次議論を進めてまいりたいというふうに思います。

まずは、総務省からの御説明でもございましたように、御議論いただきます論点につきましては、多岐にわたっております。したがって、ある程度各論点につきまして、重点的に議論すべきもの、ある程度事務局側から改善方針についての取りまとめをお願いするものというふうに、論点ごとの仕分けを行うなどの方法によって、めりはりを付けていかざるを得ないというふうに考えております。

そこで、それぞれの論点についての対応方針を含めて議論を進めてまいりたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、今回は最初の検討会でございますので、今後の議論の進め方なども併せて御意見を頂戴したいと思います。

先ほど事務局から、前田先生、御欠席との御紹介をいただきましたが、事務局側で御意見等を預かっておられると思いますので、もし預かっておられましたら、まずは前田先生の御意見を御披露していただければありがたいと思います。

(井上室長) 事務局井上でございます。それでは、前田先生からの御意見を御紹介いたします。

まず、検討会で議論されている論点一覧以外のものですが、行審法79条で、審査会答申については、答申書の写しを審査請求人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとされている。ただ、答申書又は答申の内容が、特にいわゆる裁定的関与に関して処分庁にどのように伝わっているのか、実情は必ずしも明らかではないと思われる。

実際、処分庁の運用等に関して付言が付された答申書は一定程度存在すると見込まれ、ま

た調査研究報告書の32ページ、5. 8付言への応答義務の箇所、付言に対する処分庁の対応の在り方が検討の対象として上げられていることから、処分庁に対する答申書の送付についても議論してはどうか。

それからもう一点でございます。論点一覧に入っているものにつきまして、2. 2標準審理期間設定について、設定をより強く促す運用改善について検討する必要があると考える。審査請求人に対する個別の情報提供、行審法84条という視点の他、不服申立の適正な処理、時宜にかなった救済という観点から、審査請求の迅速な審理のためのインセンティブ、特に審理員による審理手続の遅延を防止または改善する方策の一つとして位置付けられるように思われる。

3. 11の裁決の公表の義務付け等に関連して、行審法85条では、裁決の内容、不服申立の処理状況について公表する努力義務が規定されているが、必ずしも公表が進んでいないように見受けられる。裁決の内容はプライバシー情報など公表すべきではない情報を除き、国民に対する説明責任という観点からも公表する意義は大きいと思われる。他方、審査会の答申については、個別の案件に即した内容の答申書が、一部伏せ字や墨塗りの形でそのまま公表されているところが少なくない。

また、不服申立の処理状況、すなわち、不服申立件数、処理件数、処理内容、処理期間などについては、不服申立の適正な処理という観点から公表することが、より強く要請される。対象となる行政庁の事務負担に関しては、裁決件数などの実情を精査しつつ、負担軽減を図るために総務省データベースへの登録環境を整備するなどの方向で議論を進めてはどうかという内容でございます。

(高橋座長) 新しい論点を付け加えていただいたところがありますので、もしよろしければ次回までに事務局で整理していただいて、どのように位置付けるかという原案も含めて御報告いただければと思います。

(井上室長) 了解いたしました。

(高橋座長) それでは、他の先生からの御意見を頂戴したいと思います。この論点は特に検討すべき論点に入れるべきであるとか、いろいろとあると思いますが、どうでしょう。では、大橋先生からお願いします。次に渡井先生お願いします。

(大橋構成員) それでは最初に感想を簡単に申し上げたいと思います。

先ほど折橋先生からこの制度改正に当たって処理期間がどう変化したかを、改正の前後を対比して示していただいたのですけれども、こうした制度改正にかかる概観の分析というのは、冒頭に必要ではないかという気がします。この制度が早い、安い、うまいといえますか、処理期間と利用率・件数、認容率というような基幹部分について、どのように向上さ

せたのか、現状維持なのかということの現状分析がまずあって、その後で制度論なり解釈論にいくというように、何らかのデータをベースにして、その辺りを整理することが必要かと思えます。

先ほど折橋先生が処理期間のところをまとめてくださったので、あとは利用率や件数の推移がどうか、認容率は頂いた資料を見ると、5%という数字が出ていたような記憶があるのですけれども、これがどうなのかということですね。その辺りの分析が欲しいと思いました。

あとは私が国の審査会に参加しての実体験に基づくものなので、データに基づくかといわれると、少し怪しいところなのですけれども、簡単に感想を申し上げます。私は、国の審査会なので、各省において審理員など選ばれたところから案件が出てきて、かなり成熟した紛争案件を処理すればよいのかと、当初は少し安易に構えておりました。実際に始めてみると、何というのか、まだ日本は法化社会にもなっておらず、霞が関自体も法化組織になっていないのではないかと、行政組織の運用能力、とりわけ個別法は大変に各省の担当の方が詳しい反面、行政通則法の理解ということになるとかなり怪しくて、特に行政手続法などの理解の欠如が次から次に出てくるわけです。

特に顕著なのが、理由の提示というところが、もう本当に悲惨な状況で、事実状況や条文の提示が、きちんとされていないということがありますし、行政基準の作成というところもかなり怪しいところがあります。ひどいものは省令すら、法律で定めると書いてあるのにも関わらず作成しておらず、それを直してもらうのに結局2年以上かかるというようなこともありました。

ですから、こういった説明責任や、根拠法令の明示、事実関係の指摘という、行政活動をする場合のベースになる基本的なお作法がしっかりできておらず、だから、個別案件でいろいろ注文を付けることになります。そういった中で結局、不服審査をしながら、行政通則法の学習プロセスを進めていたような実感があります。それで、今回のこの検討会で高橋先生を中心にまとめていただいた研究会の成果を見ると、今私が言ったような問題が根本にあり、それが各論で資料が出てこない、調査結果が示されていない、根拠条文や事実関係が出ていないというようなところに響いているのではないかという印象を持っています。

それと、審理員や審査会のメンバーの中に、私はこの制度ができた時は法曹がより関与する余地があるような仕組みかと思っていたのですけれども、今回の頂いた資料を見ると、それほど関与がまだ大きくはないような気がしています。組織や人の手当てをどうするかというのは、条文とは直結しないのかもしれませんが、大変に大事な点ではという気がいたしました。

個別論点の中で二つ申し上げたい点があります。一つ目は、付言について、事務局でまとめて頂いた今後検討が必要と考えられる主な論点、資料4でいいますと、5.8のところ、付言について、応答義務が必要かどうかという話があるのですが、この付言自体が条文で制度化されたようなものではない点にも注目が必要です。今回の資料を見ますと、3,845ある

答申の中で 519 が付言を付けていたということで、付言はほとんど一般的な仕組みとして成熟している。国の審査会を始めたときにも、付言という諮問も受けてないようなことについて着手するのは、審査会の領分を越えるのではないかということ、当初は言っている先生がいらしたのですが、審査を始めるとすぐに付言は必要ということになります。付言は、大変に活用されていて、その趣旨というのは、先ほど私が申し上げた行政通則法の学習プロセスということと直結していて、結局この付言を通じて役所と審査会との間でコミュニケーションを図りながら、理解を深めているような気がいたします。私の感覚ですと、この 5. 8 の論点が事務局限りの方針作成と、下の方にありますが、これをより上に上げていただいて、この付言自体を条文で書くくらいしないと、応答義務まで至らないというような印象を持っています。もう少し重視することが大事であるという気がいたしております。

もう一つは、3. 11 の論点に掲げられている、裁決の公表の義務付けです。審査会の事務局でも、裁決を必ずしも入手できていないという状況があり、これは大変におかしなことであるというような気がしております。行審法 85 条において、その作業が大変ということから、努力義務という形になっているのですが、しかし、これが本当に大変かということ、件数自体、地方公共団体レベルではそれほど多くはありませんし、また、既に答申段階でプライバシーなどを配慮して公表していることから、前田先生の御意見でもありましたように、なぜ最後の一番大事な裁決のところで公表ができないのだろうか、制度的には説明が付かないような気がしています。

これは、市民に対しての説明責任という点でも、不十分な気がいたしますし、また、審査会に務めていた者からしてみると、自分たちに相談を持ち掛けられて、これどうですかということをお問われて、一生懸命考えてお答えした返事がどうなったかが知らされないというのは、機関相互の信義にもとるのではないかと、そのような印象も持っています。

公表がどうしても難しいというのであれば、最低限答申と異なる裁決をする場合には、法律の条文で 50 条 1 項 4 号では裁決の理由というところで書くことになっているのですが、そのような異なる裁決の場合には、公表をきちんとしていただくかないと、結局 50 条 1 項 4 号が守られているのかどうか自体も、一般の市民の方には分からないといったことになってしまいます。公表のところをもう少し強めにして、公表率などをアップしていただくという点が本当に大事であるというような印象を持ちました。

いろいろ話し過ぎましたけれども、私の感想は以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。いろいろ出していただいたものについて、少し整理したほうがいいと思います。

まず、全体としての整理というのがあった方がよいのではないかというお話がありましたが、そこは事務局としてはいかがでしょう。次回辺りに何か。

(井上室長) 他の先生も御意見があるでしょうから、一度整理させていただいて、その上

で再度お諮りさせていただくような方法でよろしゅうございましょうか。

(高橋座長) では最後にその辺、御意見を示してください。

それから、国の審理員の話については、特に審理員の能力向上の話は、特に議論すべき議題としても上がっております。これはしっかり今後議論していきたいと思えます。

それから、付言の話と裁決の公表の辺りについて、事務局に少しコメントをいただきましょうか。

(井上室長) 裁決の公表の義務付けは、我々の方でマニュアルである程度書き込んでいるところでございますので、こちらの方でまずは書くような方向で検討するのかなと考えております。付言の応答義務の部分というのは法定化も特にされておりませんので、法定化するという場合、支障がどれほどあるのか分かりませんが、御意見があるということ自体は、中で一度検討した上でお答えさせていただきたいと思っております。

(高橋座長) 今の付言の話はどのように位置付けますか。

(井上室長) 大橋先生から御提言いただきましたので、赤字のところへ上げさせていただきました。その中で御議論いただきたいと思います。

(高橋座長) では、そういった形で赤字に修正ということで方向性を受け止めたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、渡井先生、次お願いします。

(渡井構成員) ありがとうございます。私も全体についての感想のようなものになりますけれども、申し上げたいと思えます。

まず簡易迅速性の確保のところ、2.2の標準処理期間の審理期間の設定のところでございますが、折橋先生の御説明をお伺いしまして大変よく理解できるようになりました。感想としては、一部にどうしても時間がかかってしまう案件がある一方で、案件によってはある程度先が見越せる定型的な処理ができるものがあるようですので、標準審理期間を定型的な類型について定めるということは、十分に考えられることではないかという感想を持ちました。

あと、同じく2の簡易迅速性の確保に関する部分で、2.8から2.10の口頭審理意見陳述に係る部分、これは3の公正性の向上に関する論点のところでも載っておりますけれども、口頭意見陳述に関しましては、具体的にどのように実施するのかということについて、法律に詳細な規定がないわけですが、各自治体でどのように運用されてきているのか、その最低のルール作りをするということが必要なのかどうかということが気になって

おります。

そして、その他の論点のところ、今付言につきましては赤字にすることになりましたが、私も大橋先生の御提案に賛成でございます。違法でも不当でもないけれども、行政運営の向上に向けての意見ということで、付言自体は非常に有益なものであると思います。ただ、現状で一般論として申し上げますけれども、本来は取り消したいのだけれども、それを避けるために付言を付けるという使われ方をしていないのかどうかという点が、若干気になるところでございます。特に理由の提示との関係で、手続違反があるものの実体には問題がないといった場合に、付言で注意を促すといった使われ方をしていないのかどうかは、今後注意を要することではないかと思っております。

また、付言のフィードバックがきちんとなされているかどうかについて、例えば、市と県の両方に関わっている場合はあり得ると思っておりますけれども、連携がきちんとして取れているのかどうかということも気になるところです。市が処分を出して県が審査庁というような場合になるかと思っておりますけれども、付言のフィードバックの在り方ということで、何か工夫ができないかという思いはございます。

次に、審査会の審査の在り方ということで、これは本当に論点を離れての感想になりますけれども、審査会としてどこまで調査義務を尽くすべきであるのかという問題があると思っておりますし、あとは、例えば、折橋先生の御説明の中で、大量請求というお話がございましたけれども、論点が共通する審査請求が数多く出されているような場合、例えば、生活保護の問題ということでしたけれども、生活保護の基準改定の案件などがその例になると思っておりますが、簡易迅速性と公正性を担保しながらも、何か対応を考えられないかということはあると思っております。

最後に答申についてでございますが、審査会に3人の委員がいたならば、2対1といった形で意見が割れるということはあると思っております。最終的には全員一致の見解となるように議論をしていくわけですけれども、答申に個別意見になるようなものは付きませんので、審査会での議論の意図が十分に伝わるようにするにはどうしたらいいかというような思いもございます。

以上でございます。

(高橋座長) ありがとうございます。

標準処理期間について貴重な御意見をいただいたと思います。それから、口頭意見陳述の問題についても、今後の審査に、議論に当たっての貴重な御意見をいただきました。あと、付言についても、大橋先生の御意見に御賛成というご意見であり、方向性は固まってきたと思っておりますが、その中での審議の留意点みたいなものを御説明いただき、御意見もいただいたのだと受け止めております。どうもありがとうございました。

それでは、他の先生方、御意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

折橋先生まずお願いします。その後、大江先生、お願いします。

(折橋構成員) 冒頭に大橋先生から上げていただきましたとおりで、私も様々な論点を議論していく前に、前提としては、先ほどの報告で少し触れましたような審査請求の審理期間が特に伸びているのかどうか、これについて可能な限り数字等で実証的な検討を加えた上で、簡易迅速性、それから、公正性等の検討を進めていくというのがよろしいのではと感じました。

特に、標準審理期間の設定に関しては、多くのところでなかなか設定できていない状況があるかと思いますが、これは実際に現行法になってから審理期間がどれぐらいで実際回っているのか、そういった相場観ができてくれば、個別に非常に長期かかるものは除きまして、およそこれぐらいというのが醸成されてくると思いますので、そういった点、実証、現在の状況を確認した上で、これはロジックモデル等にも反映しやすいと思いますので、是非事務局等を通じてもやっていただければと感じております。

それから、資料4の論点に関してなんですが、およそこのような形で行っていくのがありがたいと感じています。1点、公正性の向上に関する論点で、「検討会で方針を議論いただく論点」、青色としていただいている「3. 11 裁決の公表の義務付け等」に関しましては、私も昨年度の調査研究、行政管理研究センターが総務省の委託で実施されました論点整理に関する調査研究の方で、少し指摘をさせていただいていたところでした。調査研究の報告書の22ページのところで「補足説明」としまして、裁決そのものに限って、まずは国が審査庁となったものについて、プライバシー情報等に配慮した上で公表を義務付けることとしてはどうかとさせていただいていたところでございます。

個人情報に関しては自治体にしても、先般成立しましたデジタル関連6法の成立で、個人情報保護法制が大きく見直されるということになっておりますので、こちらも見ながら、この検討会でも、こうした個人情報の取り扱いにも触れつつ、公表の義務付けを検討していくということが望ましいのではないかと感じております。個人的には、この裁決の公表義務付けに関しては、赤文字の重要な論点にあってもよいくらいに感じております。

それから付言のところは、条文化もということですが、私も「5. 8の付言への応答義務」のところ、ちょうど大橋先生がおっしゃっていたところで、付言の中でもいろいろなものがあると思いますが、例えば、制度改善提案になるような、そういったものに限って条文化するという検討が積極的にされてもよいと考えております。

そして、広島県、それから福山市でも審査会事務の委託というのを委託規約を結んでされていたりします。地方、特に小さな市町では、審査請求件数が1年を通じても0件というところも多数あると思いますので、この審査会の設置状況についても、現状は各自自治体等で団体に柔軟に対応できるようになっておりますけれども、もしかすると将来、一部法制化、条文化して事務委託規約を進めるような形というのがあってもよいと思います。

今回地方公共団体の運用実例の方では情報として出せませんでしたでしたが、特に平成28年の施行状況調査結果を見ますと、いろいろな形での審査会の設置等がされておりますので、こ

こは調査をした上で、どのような形が審査会運用において優れているのかといった点を検討して、全国の自治体の方にこうした方法があるというのをお示しするのも有効ではないかと感じております。

それから、審理員に関して、ここは大橋先生が最初に弁護士等の活用という切り口がございました。一方で、施行状況調査結果を見ますと、やはり、かなりのところが行政機関勤務経験者、行政庁のOB、OGといった方を活用されている状況があると思います。そういった審理員の実状についても、改めて確認した上で議論をすること、あるいは、ヒアリングをしていくこともありうると思っています。

大本のところに戻りますが、公正性は平成26年改正で新たに加わった概念ですが、簡易迅速性との関係で、果たして同じ方向を向くことが難しいものなのかということに関心を持っております。簡易迅速性と公正性、今回私のお示した報告の中では、それほど相容れないような関係ではないのではないかと感じております。それは審理期間がそれほど伸びてはいないのではないかとということなのですが、その理由の一つ、これは個人的に感じていることなのですが、公正性を高めていこうという中で、今回審査会が設置されて、外部の者が審査会の委員として入るということで、一部の審査庁等はそれによってせかされる面があるのではないかと。公正性を高めようとした結果、審査会ができて審理がせかされるといいますか、急がざるを得ない状況ができるのではと感じております。

私も審査会に幾つか出まして、委員の先生等もどうして諮問までこれほどの時間がかかっているのかと内々言うことがありますので、公正性の向上と簡易迅速性、これは相容れないものでもないのではないかと認識の下に、今後の論点について考えさせて、参加させていただければと感じております。

あと、大量請求に関しては、渡井先生がおっしゃっていた生活保護関係基準の改定等が何年か置きにあって大量に来るといったものについては、行政不服審査法そのものの問題というより、厚生労働省等において、そのような部分の制度面での見直し等を検討していくようなことがあってもよいと感じます。

私からは今のところ以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

全体として制度全体の評価のようなものをまとめてほしいという大橋先生の冒頭と共通したところと思いますので、事務局において、最後にコメントしてください。

(井上室長) 今回ロジックモデルを作る中で、その中に入れ込んでいく形で当初考えておりましたが、当然報告書の冒頭の部分で、制度全般の部分についても触れる形にはなりますので、できる限り早めにその辺りを取りまとめまして、また、先生方にお諮りしたいと考えております。御指摘等ありがとうございました。

(高橋座長) あとは、付言の話であるとか、諮問までの時間の話であるとか、この辺りもどこかの論点で入っていく話だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、裁決の公表については、これは国のという話でしたが、総務省から、公表するようにしてほしいと国の各部局に働きかけられますか。

(井上室長) まずは、事務連絡等で今の法律の趣旨を明確に書くということを考えております。やはり出せるもの、出せないものは当然あるかとは思いますが、このような御議論、御意見があったことを伝えまして、マニュアル等でこのような形で公表してくださいという形で、皆さんに注意付けをしていこうというふうに考えております。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

結論はどうにせよ、とりあえずそういう方向で作業を行い、報告にどのような形で載せるか、これからこの点についても議論していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、大江先生、いかがでしょうか。

(大江構成員) 大江です。発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

これまで様々な点が、各先生方から出されまして、基本的にはこれまで出た意見に賛同します。取り分け付言の取扱いと、裁決の公表につきましては、まずは事務連絡、場合によっては法制化も含めたしっかりした検討が必要ではないかと考えているところです。

その上で、これまで出ていないところで申しますと、論点整理の研究で私が補足説明を付けさせていただいた点に関わりますが、まず一つ目として5. 4の義務付け裁決の在り方につきまして、やはり改正行審法を作る際に、一つの目玉であったにもかかわらず、この論点整理の際の調査などではあまり活用されていないということですから、本当に活用されていないのかの再確認、その上で活用されていないとすれば原因は何か。補足説明に書かせていただきましたように、適した事例が少ないということや、手続外で実質的に救済が実現されているということは、それはそれで構わないということにもなるかもしれませんが、もし仕組みとして使いにくいということになっていることが原因だとしたら、対応が必要ではないかと考えております。

もう一点は、5. 14のところ、不当性審査ということにつきまして、論点一覧の方ですと、事務局で方針を確認し、検討していただく論点と、緑のところ、位置付けられておりますが、この不当性審査の充実という点については、もう少し扱いを高いレベルで行ってもよいのではないかと考えております。

論点整理の際に、不当を理由に取り消した例が、十数件上がっていたかと思っておりますが、本当にこれは不当と言い切れるものかどうか。場合によっては違法という評価、明確に違法と言いたくない、あえて不当というふうな表現を選択してしまっているというようなことが

もしかしたらあるのではないか。そのような観点も私自身、多少疑問に思っているところもございまして、是非この不当性審査ということについても、もう少し上のレベルで扱っていただければと考えております。

私からは以上です。

(高橋座長) ありがとうございます。前半の話は議論の中でテイクノートして議論していきたいと思います。それから、不当性審査の話はどうでしょうか、付言を赤にするということとの関係で、関連して一緒に議論するというところでどうでしょうか。

(井上室長) 御指摘いただいておりますので、赤字の方に訂正させていただきます。

(高橋座長) セットで議論するという方向で整理させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、田中先生、いかがでしょう。

(田中構成員) ありがとうございます。

資料4でおまとめいただいている内容を、これまでの先生方の御意見を踏まえて少し変更するという方針で異存ございません。その上で、感じたところを述べさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の調査研究では多くの論点が上がりましたが、先生方からも御発言があったように、論点5、10が非常に重要だと考えています。質の確保や能力の向上が尽くされていないために、その他の細かな論点についても問題になっているところがあると思っております。

また、先ほど大橋先生から、国の省庁の担当者の行政通則法の理解が怪しいのではないかと御発言がありましたが、地方に行きますと、審理員や審査会委員についてもそのような印象を抱くことがあります。法曹関係者だからといって行政通則法を十分に理解しているかという点必ずしもそうではなく、法曹実務家で構成されている審査会の答申の中にも、理由付記について全く議論しないまま答申がなされていると思われるようなものも散見されます。審理員や審査会委員の質の確保や能力の向上は難しい側面があると思っておりますが、今回の検討会ではそういったところも含めて議論できればと考えております。

次に、エビデンスベースで議論することに関して1点述べたいと思います。

調査結果は非常に重要なエビデンスですが、その一方で、調査結果に表れにくいデータについても留意する必要があると感じています。例えば、昨年度の調査結果にある裁決や答申に要した期間は、裁決や答申がなされたものの数字であること注意しなければいけません。

例えば、私は、新法が施行されてから毎年一度、総務省のデータベースに掲載されている裁決や答申の最長期間と最短期間を抽出する作業を行っており、昨年度の調査研究の際に

もそのやり方で資料編の 50 ページにある最長期間を算出しましたが、この数字は、年を追うごとに延びていくわけです。すなわち、初年度における最長期間は当然に 365 日以内でしたが、2 年目は 700 日強に延びました。要するに、新法施行から統計を取る時点までの期間で、最も時間がかかっているものが数字として上がってきます。昨年度の調査での最長期間が 1,360 日だったとしても、まだ施行当初に審査請求されたもので未処理のものが残っている可能性があります。調査結果の数字はもちろん重要ですが、数字に表れていない案件もあるということにも留意した方がよいと思っております。

最後に、先ほど先生方から、付言について、法的な位置付けや応答義務について検討すべきという御意見がありました。関連して、是非検討をお願いしたいことがあります。私は 2017 年に答申の付言を整理した論文を書いたことがあり、昨年度の調査研究でも、調査の作業をされた方と何度も打ち合わせを行いました。付言の抽出については、かなり苦勞をしました。裁決や答申の中で付言と明示してあるものは非常にわかりやすいのですが、尚書で書かれていたり、本文中の論点に対する判断の中で付言めいたことを述べていたりするものもあります。付言について議論する際には、裁決や答申の中で、付言であることが読む側にとって分かりやすいような形で示すことについても、検討していただきたいと思えます。

私からは以上です。

(高橋座長) 施行状況調査等を整理された御経験を踏まえて、貴重なお話をありがとうございました。今後の議論でいかしていくべきお話が多々あったと思います。どうもありがとうございました。

ここで一通り御議論いただいたと思いますが、もしよろしければ追加で何かあれば、まだ時間が若干ございますので、御議論を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。大橋先生、お願いします。

(大橋構成員) すみません、少し細かい話なのでどうかと思っていたのですが、資料の中で見当たらなかったのも、事務局の方でもし分かったら教えていただきたいのですけれど、裁判とこの行政不服審査の関係についてです。

行政事件訴訟法の 8 条 2 項 1 号では、審査請求前置があるときでも、3 か月間審査請求の裁決が出なければ、取消訴訟を提起してもよいという規定があり、審査請求を行っていた者が取消訴訟を提起することが可能になっています。また、同条 3 項では、取消訴訟と審査請求が並行する場面において、3 か月を限度に裁決まで裁判所は訴訟手続を中止することができるという形で、裁判所が審査請求に配慮するような規定もあります。今日、折橋先生の御指摘があったように、基本的に審査請求の処理が 3 か月でおさまらず、それを過ぎて裁決が出ている事例が多いとしますと、3 か月を基準に法定化されている上記の規定について、何か問題になっていることはあるのか、何か分かればその辺りを教えていただきたい。単純な

質問ですが、よろしくお願ひします。

(高橋座長) 事務局、いかがでしょうか。

(井上室長) 次回までにその辺りは事実関係等を踏まえて整理させていただければと思います。

(高橋座長) アンケートに入れることや、若しくは裁判所に聞くなどいろいろ手はあると思いますが。

(井上室長) それも一案ですね。

(高橋座長) 整理して次回までに方針について御報告いただければと思います。

どうもありがとうございました。どこまでできるか分かりませんが、貴重な御質問をいただいたと思います。ありがとうございました。

他はいかがでしょう。では田中先生、どうぞ。

(田中構成員) ありがとうございます。

資料4の論点5.2につきまして、事務局に方針を作成していただくことに異存はありませんが、どのような方針をお考えか伺いたいと思います。

と申しますのは、この5.2につきましては、確か2018年の行政不服審査交流会において、法改正の必要性について議論されたと記憶しています。この点について、お考えをご教示ください。

(高橋座長) では、水野管理官からお願いします。

(水野管理官) 管理官の水野でございます。先生方におかれましては、平成20年法案の当時からお世話になっている先生方もいらっしゃると思います。どうもありがとうございます。

5.2の審査庁が地方公共団体の長ではない場合の諮問の可否につきましては、平成26年度の行審法の改正と近い時期に、地方教育行政組織運営法の改正があり、教育長に一定の責任を負わせる改正が行われたと承知しております。論点整理の報告書にもあるとおり、26年当時には想定されていなかった論点ですが、現時点において検討すると、個別法における特例として書くべきものとも考えられるところでございます。

一方、各自治体の御判断で諮問をすることはないと思いますし、法律改正の必要があるのかどうか、その辺りも含めまして検討させていただければと思っております。

私からは以上でございます。

(高橋座長) 実はこの論点は、分権提案にも関係している話で、事務局とよく相談してみたいと思います。整理した上で事務局から方針を出していただくようにしたいと思います。御指摘ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいま御議論いただきました内容を踏まえて、論点の御修正がありましたものは、これを基に次回検討会において主要な論点について詰めていただくという方向にてお願いします。

では、さらに、水野管理官からお願いしたいと思います。

(水野管理官) 各先生方におかれましては、大変長時間御議論をいただきまして、また御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局の方で整理し、次回の検討会で報告させていただきまして、更に御議論いただければと思っております。

その上で、雑ぱくでございますが、大まかにまとめをさせていただきます。

やはり一番大きな論点としましては、皆様に共通の御感想かと思いますが、冒頭に大橋先生からございましたとおり、各行政庁に周知が足りていないのではないかと考えているところでございます。論点の5、10の審理員・審査庁等の質の確保及び能力の向上をどのように図るのか、今回の見直しの最大の論点ではないかと考えているところです。単に研修をすべきなど、呼び掛けるだけでは実効性がないかと思っておりますので、しっかりとした研修の制度などについて、検討してまいりたいと考えております。ぜひ次回以降も引き続き御指導いただければと考えてございます。

それから、裁決などの公表については、なかなか公表されていないところがネックかとは思いますが、各審査庁においてバラバラと公表がされたところで、使いにくいところもあります。そのため、まず、データベースにしっかりと登録をしていただくことを呼び掛けていくべきと思っております。また、裁決書について、どのようにプライバシーを守った上でデータベースに公表するのか、審査庁の方々にしてみれば、少しやりづらいところがあるのかと思いますが、行政機関個人情報保護法も私ども所管しておりますので、しっかりとした方針を打ち出していかなければいけないところでございます。一案といたしましては、裁決書を公表すること、それ自体が非常に公益性の高い行為であるということは、今回の最終報告の中でしっかりと打ち出させていただき、また、プライバシーをしっかり守った上で公表することについての意義について各審査庁に認識していただいて、その上でデータベースへの登録を促していく方向なのかと考えているところでございます。

それから、3点目としまして、付言に対する応答義務をどうするのかにつきましては、正直私どももハードルが高いなと思っております。論点整理の報告書の中でも、行政不服審査会の8条機関としての性格そのものに関わる話と指摘されておりますの

で、この辺りの整理から考えていかなければならない論点ですが、引き続き委員の皆様方の御指導をいただければと思っております。

その他、いろいろと御意見を頂戴いたしましたが、しっかりと私どものほうで整理をした上で、次回また御議論をお願いできればと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

7 閉会

(高橋座長) それでは、事務局から次回の日程等について御説明頂戴したいと思います。

(鈴木副管理官) それでは、次回の予定ですが、検討会の冒頭にご説明しました資料2にございますとおり、来月下旬をめどに開催することとしております。日程調整につきましては、改めて行わせていただきますので、構成員の皆様につきましては、どうぞよろしくお願いたします。

(高橋座長) どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。御参集いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

(了)